

令和8年10月8日

見積の提出を求める公示

分任支出負担行為担当官
航空保安大学校長 涌元 一

次のとおり、オープンカウンター方式による見積もり合わせに付しますので、見積書の提出を募集します。

1. 契約件名 訓練用受配電盤実習装置保守業務
2. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
3. 履行場所 航空保安大学校
4. 履行内容 仕様書のとおり
5. 見積合わせに参加するために必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 見積書の提出期限から見積合わせ実施日までの間に、航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
なお、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者にあつては、見積書の提出期限から見積合わせ実施日時までの間に、航空局長が指名停止期間として措置を講じる原因となった不正又は不誠実等の事案に関与した者で無いこと（関与した入札案件の入札事業者が指名停止期間中でないこと。）。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 資格適合・無効

見積書（別記様式2）を提出する場合は誓約書（別記様式3）の提出をもって5. (1)～(4)の資格に適合していることを誓約したものとみなす。見積合わせ実施日において、5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者が提出した見積書は無効とする。なお、見積書の提出期限までに5. 見積合わせに参加するために必要な資格に適合していない者であっても見積書を提出することは出来るが、見積合わせ実施日までに適合していることを確認できない場合は、提出した見積書は無効とする。

7. 見積書の提出期限等

- ・紙媒体及び電子メールで見積書を提出する。

航空保安大学校事務局会計課 令和8年10月19日 16時00分

持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積を認める。また、見積書を代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合においては、電子メールでの提出も可とする。但し、提出期限日に必着であること（電子メールでの提出の場合は、提出期限までにメールでの提出が確認できること）。提出期限日に提出されない見積書は再配達を要した等のいかなる理由であっても無効とする。

見積書を提出する場合の様式は契約担当官等が指定した様式（別記様式2）とするが記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る全ての諸経費等を見積もった契約希望金額を記載し、契約担当官等が示した日時までに、上記提出場所に提出しなければならない。

なお、見積書の提出について、押印された見積書に加え、代表者印等の押印を省略し責任者及び担当者の連絡先を記載して提出する場合についても持参、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとし、また押印を省略された見積書を提出する場合に限り電子メールでの提出も可とする。

電子メールアドレスは以下のとおり。

会計課メールアドレス（cab-asckaikei@ki.mlit.go.jp）

8. 見積合わせ実施場所・日 航空保安大学校事務局会計課

令和8年10月20日 10時00分

9. 見積内訳書の要否 否（要の場合、見積書の提出時に内訳書を添付すること。内訳書が添付されていない見積書は無効とする。）

10. 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

11. 契約書（又は請書）作成の要否 要（請書）

12. その他

- ・見積書合わせ実施日に5.（1）～（4）に適合しない者の見積書は無効とする。
- ・本件参加にあたっては、「航空局オープンカウンター方式実施要領」を熟読すること。

13. 仕様書、見積書（別記様式2）、誓約書（別記様式3）の入手先及び契約条件及び納入品に関する問い合わせ先

〒598-0047 大阪府泉佐野市りんくう往来南3-11

航空保安大学校事務局会計課 TEL:072-458-3915

会計課メールアドレス（cab-asckaikei@ki.mlit.go.jp）